

第10回西谷地区学校づくり検討委員会

日時：令和7年(2025年)7月29日(火)

15:30～17:00

場所：西谷小学校2階 多目的室

1 開会

2 会議の成立及び公開について

3 報告事項

(1) バナー等の設置、西谷小・中学校 PTCA 公式SNSについて

(2) 特認校制度による転入、6月の24^{にしたに}谷の日・オープンスクール等について

(3) 西谷地区における公共交通について

(4) 特認校制度令和8年度募集について

(5) その他

4 閉会

<配布資料>

資料1 バナー等の設置について

資料2 宝塚市立西谷小・中 PTCA 公式 SNS 運用規程

資料3 宝塚市立西谷小・中 PTCA 公式 SNS 利用規約

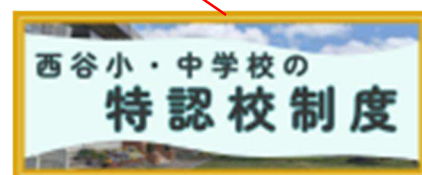
資料4 令和8年度募集要項(案)

バナー等の設置、西谷小・中学校 PTCA 公式SNSについて

(1) 西谷小学校・西谷中学校 HP トップページバナー・お知らせ記事



(2) 市 HP トップページ スライディングバナー



(4) 西谷小・中 PTCA 公式SNS 2次元コード

(3) 市教育委員会 HP トップページバナー



宝塚市立西谷小・中学校 P T C A 公式 SNS 運用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宝塚市公式 SNS 運用方針に定めるもののほか、宝塚市立西谷小学校・西谷中学校（以下「学校」という。）、宝塚市立西谷小・中学校 P T C A（以下「P T C A」という。）及び P T C A から委託された地域ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）が、宝塚市立西谷小・中学校 P T C A 公式 SNS（以下「公式 SNS」という。）を運用する上で必要な事項を定めるものとする。

(発信する情報)

第 2 条 学校の魅力や特色について地域住民や多くの方に理解を深めてもらい、認知度向上を図ることにより学校への就学希望者を増加させることを目的に、公式 SNS において次に掲げる情報を発信する。

- (1) 学校の教育活動に関する情報
- (2) 学校や地域の行事に関する情報
- (3) 学校と地域との取組に関する情報
- (4) その他学校に関する情報

(アカウント登録及び削除)

第 3 条 公式 SNS アカウントの登録については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) アカウントに登録するメールアドレスは、コーディネーターの代表アドレスとする。
- (2) パスワードは、学校長又は P T C A 会長が別に定める。

2 学校及び P T C A は、公式 SNS アカウントの運営継続が困難と判断した場合、アカウントを速やかに削除する。

(メールアドレス・パスワードの管理)

第 4 条 公式 SNS アカウントのメールアドレス・パスワードは部外者に開示してはならない。

(他のアカウントに対するフォロー及びコメントの禁止)

第 5 条 学校及び P T C A は、他のアカウントに対するフォロー、コメント、いいね！及びシェアは、原則として行わない。ただし、学校長及び P T C A 会長が業務上、関係が深いと認めるアカウントについてはこの限りではない。

(投稿)

第 6 条 投稿については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 投稿は、原則として学校長の下承を得て、行うものとする。
- (2) コメントへの返信は原則として行わない。ただし、学校長及び P T C A 会長が認めた場合はこの限りではない。

(利用規約の明示)

第 7 条 学校長及び P T C A 会長は、別に公式 S N S 利用規約を定めることとし、S N S 利用者に明示しなければならない。

(情報の訂正等)

第 8 条 学校及び P T C A は、発信した情報に誤りがあった場合には、訂正・謝罪の投稿を実施するなど、速やかな対応を行う。

(アカウントのなりすまし等への対応)

第 9 条 学校及び P T C A は、公式 S N S アカウントのなりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(協議事項)

第 1 0 条 この規程に定めがないものについては、学校長及び P T C A 会長が別に定める。

附 則

この運用規程は、令和 7 年（2 0 2 5 年）6 月 2 0 日から施行する。

宝塚市立西谷小・中学校PTCA公式SNS利用規約

1 運営

(1) 投稿者

宝塚市立西谷小・中学校PTCAから委託された地域ボランティアコーディネーター及び宝塚市立西谷小・中学校教職員とする。

(2) 投稿内容

宝塚市立西谷小・中学校PTCA公式SNS（以下「当SNS」という。）では、宝塚市立西谷小学校・西谷中学校（以下「学校」という。）の教育活動や学校・地域の行事に関する情報、学校と地域との取組に関する情報等を発信します。

2 コメントの管理

(1) コメントの取り扱いについて

当SNSへのコメントに対しては、原則として返信ができませんので、ご了承ください。

(2) コメントの削除について

投稿内容に関係のないコメントや、次の事項に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、全部または一部を削除する場合があります。

ア 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容

イ 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの

ウ 政治活動、宗教活動を目的とするもの

エ 市又は第三者の著作権、商標権、肖像権など知的所有権を侵害するもの

オ 人種、思想、信条等に関する差別的な内容又は差別を助長させるもの

カ 公の秩序又は善良の風俗に反する内容

キ 虚偽や事実と異なる内容、単なる風評や風評を助長させるもの

ク 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの

ケ 有害なプログラム等に誘導するもの

コ わいせつな表現などを含む不適切なもの

タ その他、学校長が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

3 知的財産権

当SNSに掲載されている、写真等の知的財産権は学校又は正当な権利を有する者に帰属します。また、写真等の無断使用・無断転載を禁じます。

4 免責事項

当SNSに掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、利用者が当SNSの情報をを用いて行う一切の行為については、学校及びPTCAは何ら責任を負うものではありません。

当SNSに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害について、また、当SNSに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブルまたはその被った損害については、学校及びPTCAは責任を負いかねますのでご了承ください。

コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは学校及びPTCAに対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、著作権等を行使しないことに同意したものとします。

上記の他、当SNSに関連して生じたいかなる損害についても学校及びPTCAは一切の責任を負いません。

5 適用

この利用規約は、令和7年（2025年）6月20日から適用します。



西谷地区における 特認校制度



令和 8 年度募集案内 (案)



おいでよ
西谷に！

宝塚の北部にある里山、田園の中の小さな学校
先生や友達と共に、地域と共に
緑いっぱいの中、"生き抜く力"を蓄える学校

宝塚市教育委員会

園・小・中の連携

0歳から15歳まで、異年齢の子どもたちの行事が盛りだくさん。インクルーシブに活発な交流を行っています。



合同ふれあい運動会

地域とともに

自然と調和して生きる、サステナブルで奥深い西谷の文化や営みを学びます。



青空の下でまち探検

新しいスタイルの学び

児童が司会をして授業を進めます。主体的・対話的で深い学びを毎日実践しています。



ガイド学習の様子

対話・体験を大切に
探究し考える力をつける

書道パフォーマンス

生徒ひとり一人の声が「学校づくり」に。体験・対話を大切に、探究し考える力をつける「キャリア教育」。

西谷すべてが学びのフィールド
独自の体験教育カリキュラム

小学校

1・2年生

西谷まち探検

西谷にあるいろいろなところに探検に行きます



養鶏場見学

3・4年生

県天然記念物丸山湿原群

春・秋・冬の3回、湿原群に行って学びます



湿原内の整備

5・6年生

里山やまもり活動

身近にある里山を知って、育てる活動を行っています



ため池作り

中学校

米作り

休耕田を利用したコメ作りプロジェクトに参加。秋の文化発表会でもプレゼンを行います。



田植えの様子

地域の伝統教室

100年フードに認定された西谷ちまきを、地域の人たちに教えてもらっています。



西谷ちまき作り

放課後学習室

卒業生がボランティアで生徒たちの勉強を見たり、アドバイスをくれたりしています。



卒業生との座談会

公開行事

見学希望について、事前に希望校にご連絡ください。
また、下記の日程でご都合が合わない場合も、お気軽に学校までご相談ください。
※令和8年度募集〆切は11月28日(金)ですご注意ください。

ぜひ私たちの
学校を見に来て
ください

特認校制度の詳細や
公開行事の最新日程
は市ホームページで
ご確認ください。



9/24(水) 10/23(木) 11/25(火)	小学校 中学校	にしたに 24谷の日 【学校見学・体験授業可能日】
10/20(月)～24(金)	中学校	オープンスクール ※10/24(金)は文化発表会
10/21(火)	小学校	参観日
11/8(土)	小学校 中学校 地域	午前 音楽会 吹奏楽部定期演奏会 午後 西谷にじいろマルシェ

学校を会場に、
さまざまなイベントや
食べ物で、西谷を
楽しもう♪

複式学級ってなあに？

複数学年の児童で編制される学級のこと。小学校については14名以下、1年生を含む場合は8名以下であれば複式学級とするよう、県の基準で定められています。

(兵庫県では中学校は複式設定なし)

令和7年度の西谷小学校は完全複式(1・2年、3・4年、5・6年の3学級)です。

にしたに 24谷の日ってなあに？

特認校制度に興味のある児童生徒が気軽に見学・体験できるように毎月24日前後を24谷の日としています。

制度利用者の声

- とても楽しい様子で、毎日その日にあった楽しい出来事を報告してくれます。
- 普段の生活ではなかなかできない経験をさせてもらっています。丸山湿原にしか生息しない生き物の話などを、子どもが私にも話してくれました。
- 校舎内・運動場や植物がよく手入れされていて、学校に関わる皆さんが学校を大切にされているのが伝わってきます。
- 西谷に通うようになってから、元々の好奇心旺盛さが戻ってきて、自分の意見をみんなの前で言ったり司会をするなど、いろいろなことに挑戦できているようです。給食も、以前は量を減らすことで時間内にやっと食べ終わっていたのが、今では量を減らすことなくおかわりまですると聞いて驚きました。

制度利用で西谷小学校に就学したら、中学校も続けて西谷中学校に通うことになるの？

進学時に、西谷中学校が居住校区の中学校かを選択いただけます。なお、原則、入学した学校に卒業まで就学していただきます。



特認校制度 令和 8 年度募集について

西谷小・中学校は、自然豊かな環境に恵まれ、小規模の良さを活かした特色ある教育を行っており、宝塚市は同校を市内全域から通学できる特認校としています。

特認校制度での就学を希望される方は、下記の内容をご確認のうえお申込みください。

実施校 西谷小学校・西谷中学校

対象学年 全学年 令和 8 年度新小学1年生～新中学 3 年生

就学時期 令和 8 年 4 月 1 日

募集期間 令和 7 年 9 月 1 日(月)～11月28日(金)

就学条件

- (1) 児童生徒が宝塚市内に在住している、又は在住予定であること
- (2) 保護者が小規模校の特色を理解し、教育活動等に協力できること
- (3) 保護者の責任と負担において、児童生徒が無理なく安全に通学できること
- (4) 原則として実施校での卒業を見据えて就学すること

申込方法

見学希望校に連絡

学校見学・授業体験・面談

※ 学校行事内容によっては見学のみとなる日があります。

教育委員会で手続（面談あり）

教育委員会より許可書を送付

問合せ先

学校見学については西谷小・中学校に、制度については教育環境整備課にお問い合わせください。

西谷小学校

宝塚市大原野石保 3 4 - 1
TEL 0797-91-0324



西谷中学校

宝塚市大原野石保 4 6
TEL 0797-91-0312



宝塚市教育委員会教育環境整備課

宝塚市東洋町1-1 市役所 3 F
TEL 0797-78-6030





西谷地区における 特認校制度



令和 8 年度募集案内 (案)



おいでよ
西谷に！

宝塚の北部 里山、田園に囲まれ
子ども、先生、家族、地域の人々で一緒につくる
たのしく"生き抜く力"を蓄える
小さくとも キラリと光る そんな学校

宝塚市教育委員会
教育環境整備課

宝塚市東洋町1-1 市役所 3 F
TEL 0797-78-6030

特認校制度 令和 8 年度募集について

西谷小・中学校は、自然豊かな環境に恵まれ、小規模の良さを活かした特色ある教育を行っており、宝塚市は同校を市内全域から通学できる特認校としています。

特認校制度での就学を希望される方は、下記の内容をご確認のうえお申込みください。

実施校 西谷小学校・西谷中学校

対象学年 全学年 令和 8 年度新小学1年生～新中学 3 年生

就学時期 令和 8 年 4 月 1 日

募集期間 令和 7 年 9 月 1 日(月)～ 1 1 月 2 8 日(金)

就学条件

- (1) 児童生徒が宝塚市内に在住している、又は在住予定であること
- (2) 保護者が小規模校の特色を理解し、教育活動等に協力できること
- (3) 保護者の責任と負担において、児童生徒が無理なく安全に通学できること
- (4) 原則として実施校での卒業を見据えて就学すること

申込方法

見学希望校に連絡

学校見学・授業体験・面談

※ 学校行事内容によっては見学のみとなる日があります。

教育委員会で手続（面談あり）

教育委員会より許可書を送付

問合せ先

学校見学については西谷小・中学校に、制度については教育環境整備課にお問い合わせください。

西谷小学校

宝塚市大原野石保 3 4 - 1
TEL 0797-91-0324



西谷中学校

宝塚市大原野石保 4 6
TEL 0797-91-0312

